

○千葉県県税条例施行規則（平成19年3月30日規則第37号）

（不動産取得税の特例控除適用の申告書の添付書類）

第三十条 条例第五十四条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
 - イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し
 - ロ 住宅の登記事項証明書
 - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類
 - (1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し
 - (2) 建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の検査済証の写し又は当該住宅が取得者に引き渡されたことを証する書類
 - ニ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 二 法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
- イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し
 - ロ 住宅の登記事項証明書
 - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書
 - ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類
 - ホ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - 一部改正〔平成二三年規則一一五号・二五年四号・二六年三九号・二七年三七号・令和五年三八号〕

（不動産取得税の減額適用の申告書の添付書類）

第三十三条 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
 - イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
 - ロ 住宅の登記事項証明書
 - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類
 - (1) 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し
 - (2) 建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の検査済証の写し又は当該住宅が当該住宅の取得者に引き渡されたことを証する書類
 - ニ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 二 法第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
- イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
 - ロ 住宅の登記事項証明書
 - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書
 - ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類
 - ホ 当該住宅の取得者が当該住宅を自己の居住の用に供することを当該住宅の所在地の市町村長が証明した書類その他のその者が当該住宅を自己の居住の用に供していることを証する書類
 - ヘ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 三 法第七十三条の二十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
- イ 前号イからハマまで及びホに掲げる書類
 - ロ 当該住宅の耐震改修工事の請負契約書その他の当該住宅に耐震改修を行ったことを証する書類の写し
 - ハ 総務省令第七条の七に規定する書類

ニ その他県税事務所長が必要と認める書類

一部改正〔平成二三年規則一一五号・二六年三九号・二七年三七号・二八年一七号・三〇年四五号・令和五年三八号〕

(徴収猶予の申告書の添付書類)

第三十四条 条例第六十条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
- 二 次に掲げる書類のいずれか
 - イ 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し
 - ロ 住宅の建築工事の請負契約書その他これに類する書類の写し
- 三 前各号に掲げるもののほか、県税事務所長が必要と認める書類